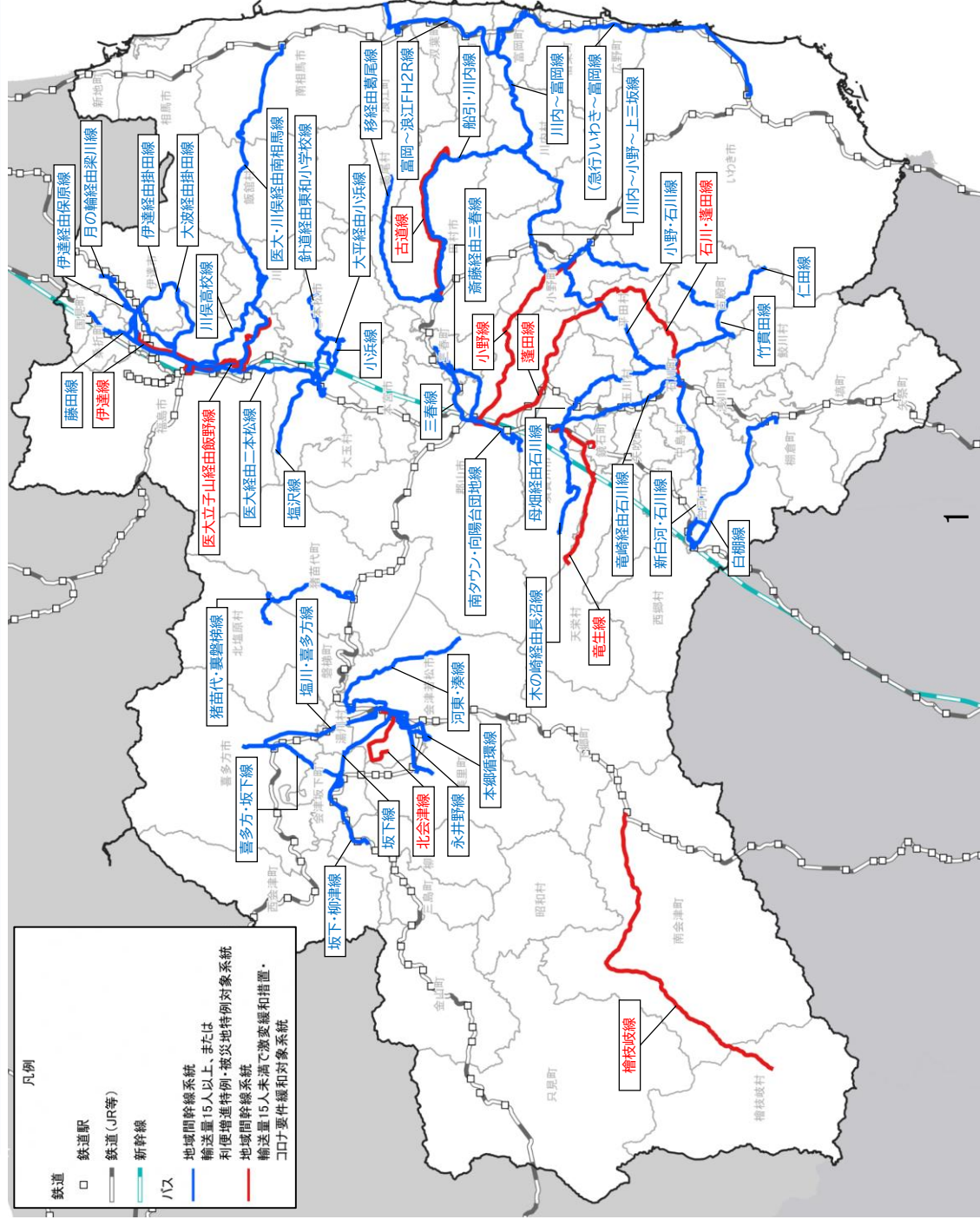


見直し後
(R7.10)

- 令和7年10月において、広域バス路線は、利便増進実施計画に基づき再編・見直し等により46系統となる予定。
- 利便増進実施計画の認定に伴う優遇措置が適用された場合（国庫補助要件の緩和：輸送量15人/日→3人/日以上）、国庫補助要件を満たさなくなる可能性があった広域バス路線の地域間幹線系統は、18系統から8系統に減少する。（北会津線は、コロナ要件緩和対象系統）
- 引き続き、令和8年度以降も再編・見直しを検討していく。



地域公共交通利便増進実施計画（県北圏域、県中・県南圏域）について

1. 地域公共交通利便増進実施計画（以下、利便増進計画という）とは

- 地域公共交通計画は、公共交通に係る基本的な方針や目標、及びこれらに基づく具体施策などを定めるものであり、所謂、公共交通のマスタープランとなる「基本計画」の位置づけである。
- これに対し、利便増進計画については、地域公共交通計画に示される施策に関する具体的な内容（経路・ダイヤ・運行本数など）を記載する「実施計画」の位置づけである。

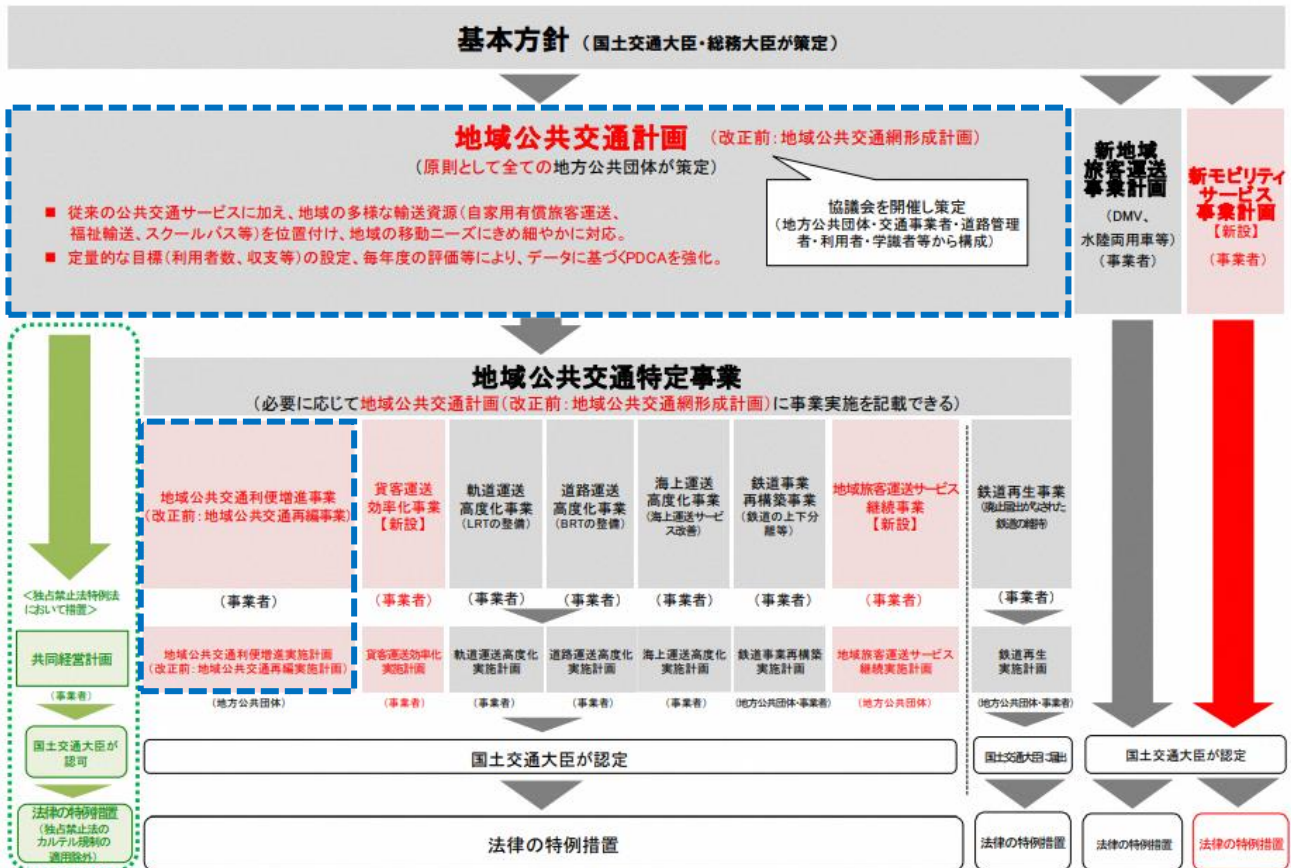


図 計画制度の体系

〔策定によるメリット〕

- 利便増進計画は国土交通大臣の認定を受けて策定されるものであり、これにより以下のような法制度上の措置を受けることができる。
 - ①手続きのワンストップ化
 - ②サービスの持続的な提供（事業の実施義務）
 - ③計画を阻害する行為の防止（一般乗合旅客自動車運送事業の許認可の制限など）
 - ④国庫補助事業等への特例適用

※④の詳細については次頁に示す。

■令和 7 年 10 月に認定を受けた場合、特例の対象となる系統一覧

○特例が適用されている地域間幹線系統については下表のとおり。

○特例が適用されると、国庫補助の要件である輸送量 15.0 以上が 3.0 以上へ緩和される。また、平均乗車密度 5.0 未満の場合には、通常であると国の補助が満額出ない（密度カットの適用）が、特例により密度カットが緩和される。（沿線市町村の負担額が減少）

表 特例対象となる地域間幹線系統一覧（認定後）

圏域	事業者	系統名	関係市町村
県北	福島交通	月の輪経由梁川線	福島市、伊達市
		医大経由二本松線	福島市、二本松市
		塩沢線	二本松市
		針道経由東和小学校線	二本松市
		大平経由小浜線	二本松市
		小浜線	二本松市
県中・県南	福島交通	三春線	郡山市、三春町
		斎藤経由三春線	郡山市、三春町
		木の崎経由長沼線	須賀川市
		竜崎経由石川線	須賀川市、玉川村、石川町
		母畑経由石川線	須賀川市、玉川村、石川町
		竹貫田線	石川町、古殿町
		仁田線	石川町、古殿町
		小野・石川線	小野町、石川町、平田村
		新白河・石川線	白河市、石川町、西郷村、中島村

（参考：密度カット算定式）

$$\left[\frac{\text{輸送量} \div 5^{\ast}}{\text{運行回数}} - 1 \right] \times 100$$

※は密度カットの基準である平均乗車密度「5」を指す

■地域内フィーダー系統補助の上限額算定式

- 地域内フィーダー系統補助は、対象となる系統の赤字額の 1/2 を補助する制度であるが、市町村ごとの対象人口により上限額が定められている。
- 公共交通計画を策定した場合には②の算定式となるが、特例が適用されることにより③の算定式となる。※但し、令和 6 年 12 月の通知であり、年度により変更となる可能性がある。
- 利便増進特例の適用により地域内フィーダー系統の対象になる系統については下表のとおりである。（当該系統に係る特例の内容は、中核市が地域内フィーダー系統の対象外となる要件の緩和）
- なお、利便増進事業を実施した系統に関わらず、通常の交付要件を満たして地域内フィーダー系統補助を既に受けている系統、あるいは今後補助を受ける系統については、利便増進実施計画の対象地域に含まれていることにより、上限額が③の算定式となる特例を受けることができる。

①通常の補助を受ける場合の算定式

対象人口 × 90円 + 100万円（定額）

②地域公共交通計画を策定した場合の算定式

対象人口 × 120円 + 230万円（定額）

③地域公共交通利便増進実施計画（以下「利便増進計画」という。）の認定を受けた場合の算定式

市区町村毎の地域内フィーダー系統に係る補助対象経費の合計額の 1 / 2

④地域旅客運送サービス継続実施計画（以下「継続実施計画」という。）の認定を受けた場合の算定式

市区町村毎の地域内フィーダー系統に係る補助対象経費の合計額の 1 / 2

表 特例対象となる地域内フィーダー系統一覧（認定後）

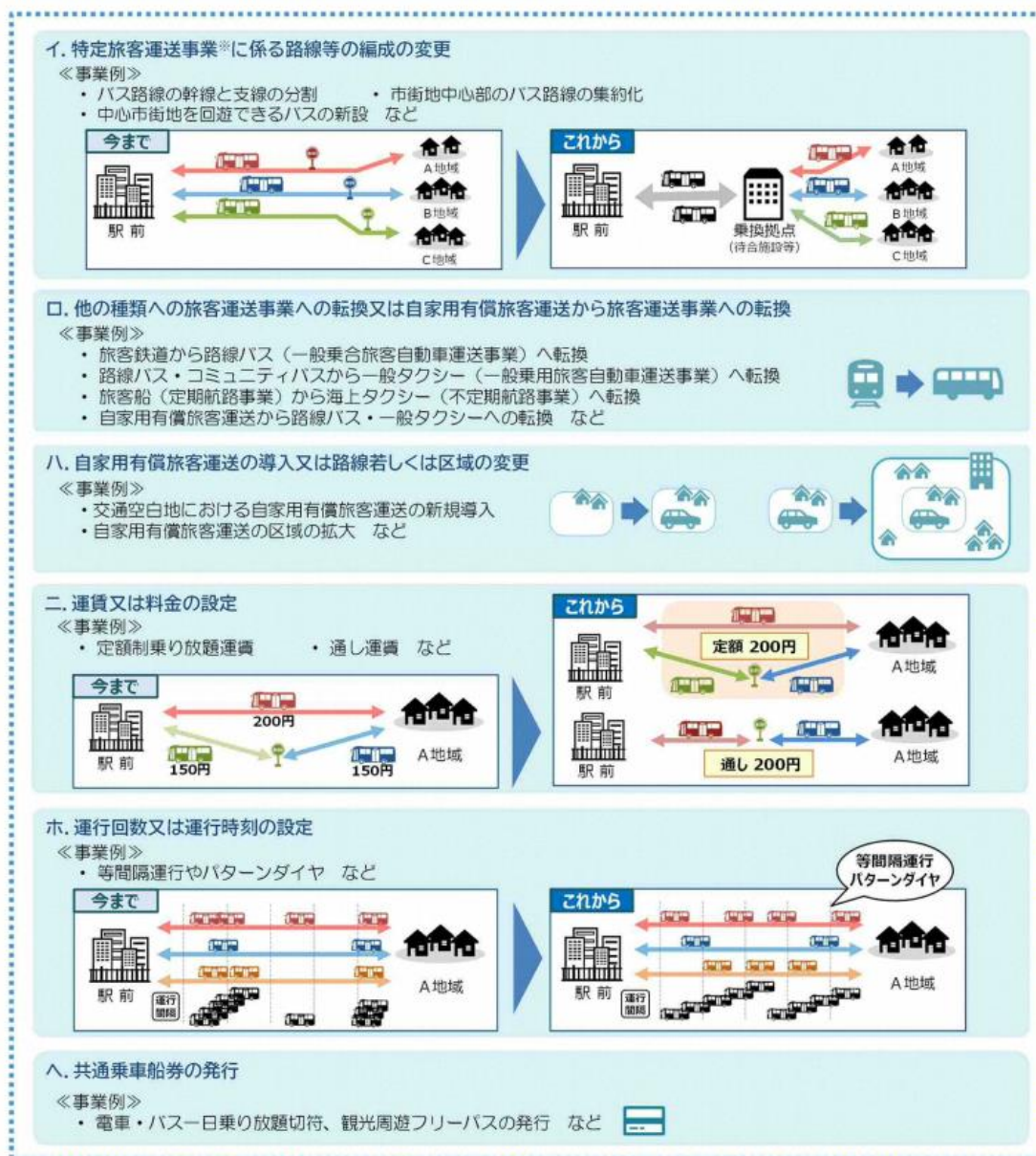
圏域	事業者	系統名	関係市町村
県北	福島交通	医大・水原線	福島市
	カネハチタクシー、 松川観光タクシー	松川水原乗合タクシー	福島市

○なお、計画の対象区域内に含まれていれば、直ちに特例を受けられるものではなく、利便増進事業に該当する見直し等を行う必要がある

○利便増進事業に該当する事業については、以下のイ～トに該当するものが基本となる。

○令和7年10月に実施する事業については、イ～ロに該当する路線の再編・見直し（経路・ダイヤの変更や、運行形態の変更など）であるが、必ずしも再編・見直しを行わなくても利便増進事業に該当する。（ニ～ヘなど）

※ただし、地域間幹線系統補助や地域内フィーダー系統補助（上限アップを除く）の特例を受ける場合にはイ～ハの事業を実施する必要がある。



ト. イ～ヘに掲げる事業と併せて行う以下の事業（施行規則 § 9 の 3）

《事業例》

- ① 乗継ぎを円滑にするための運行計画の改善
- ② 交通結節施設における乗降場の改善
- ③ 乗継ぎに関する分かりやすい情報提供
- ④ ICカード又は二次元コードの導入
- ⑤ ①～④に掲げる事業の他、地域公共交通の利用を円滑化するための措置

※ 特定旅客運送事業：旅客鉄道事業、旅客軌道事業、一般乗合旅客自動車運送事業及び国内一般旅客定期航路事業

図 地域公共交通利便増進事業

2. 計画の概要

○計画の概要は以下のとおり。

表 計画の概要

項目	概要
計画の名称	① 福島県県北圏域地域公共交通利便増進実施計画 ② 福島県県中・県南圏域地域公共交通利便増進実施計画
計画の期間	① ②2025年10月～2031年3月（5か年6か月）
計画の対象区域	① 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村（8市町村） ② 郡山市、白河市、須賀川市、田村市、本宮市、鏡石町、天栄村、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、鮫川村、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、三春町、小野町（22市町村）
計画の構成	① ②共通 1. 序論 2. 利便増進事業の内容・実施主体 3. 事業実施に必要な資金の額及び調達方法 4. 事業実施による効果 5. 関係市町村による支援の内容 6. 関係施策との連携に関する事項

3. 留意点

○先述のとおり、当該計画は国土交通大臣の認定を受けているものであり、それによりさまざまな恩恵（特例の適用など）を受けている一方、計画の運用にあたり留意すべき点がある。

※地域公共交通計画に関連した注意点も併せて記載。

■計画に位置付けた事業内容を見直しする際には計画変更に対して再度認定が必要

- ・現在、計画に利便増進事業として位置付けているものについては、計画に記載されている内容で運行することを原則としていることから、計画に記載されていない見直しを行う場合には、再度国への認定申請を行う必要がある。（経路の変更、バス停の追加、運行回数の変更など）
- 何かしらの見直しの可能性が出た場合には、事務局へご連絡ください。（些細なことでも気になればご相談ください）

■地域公共交通計画に記載している内容を変更する場合は協議会の承認が必要

- ・地域公共交通に対する国の補助を受ける際には、地域公共交通計画へ必要事項を記載する必要がある。現在、何らかの補助を受けている市町村においては当該事項に対応済みである。
- ・計画に位置付けている内容（系統名、起終点、事業者、運行形態など）を変更する場合には、計画内容を変更するとともに、変更内容に対して福島県地域公共交通活性化協議会の承認を得る必要がある。

■今後新たに見直しを検討する場合には利便増進事業に該当する可能性がある

- ・今後、新たな見直しを行う場合、その内容によっては利便増進事業に該当する可能性があり、特例を受けられる可能性がある。
- 何らかの見直しを予定する場合には、事務局へご連絡ください。

■計画への記載（新規・変更）にあたり、事前に各市町村の公共交通会議で承認を得る必要がある

- ・地域公共交通計画、利便増進計画の変更等を行う場合には、福島県地域公共交通活性化協議会を開催するが、ここは県全体に係ることの協議・調整をする場である。
- ・構成する委員は各市町村の実情を詳細に把握しているものではなく、特に見直しにより効果・影響を受けるのは沿線住民であるため、域内を運行する公共交通に関する具体的な協議・調整については、各市町村の実情に精通する公共交通会議をベースに進める必要がある。
- ・また、市町村の公共交通会議で示される前に、県の活性化協議会において公表されることにより、各地域へのハレーションも懸念されることから、県の活性化協議会が開催される前までに各市町村の公共交通会議を開催し、承認を得る必要がある。

（参考）お役立ちマニュアル（東北運輸局） ※初任者向けマニュアルなど

https://www.tb.mlit.go.jp/tohoku/00001_00390.html

（参考）地域公共交通に係る学習教材の配信（青森県 地域交通・連携課）

配信 URL <https://youtu.be/YvuuZscvRMQ>

4. 検討の進め方

- 昨年度に整理した利便増進事業の検討状況や、バス事業者や市町村との協議を踏まえて、令和8年4月再編と令和8年10月再編の路線を選定する。
- 選定路線を対象として、ワーキング会議（沿線市町村、交通事業者など）を通じて、再編や見直しの方向性などについて協議・調整を進め、その検討結果を踏まえて地域部会、活性化協議会において協議等を進める。
- ワーキング会議は各圏域において6回程度の開催を想定し、地域部会については計3回の開催を想定する。

表 ワーキング会議の概要（案）

R8.4 実施	R8.10 実施	回数	開催時期 (予定)	協議内容	資料（予定）
○	○	第1回	令和7年4月下旬	○対象路線の選定 ○実施時期等について	○利便増進事業の検討状況
○	○	第2回	令和7年5月下旬	○対象路線の見直しの方向性、 見直しによる効果等 ○見直しを進める上での、沿線 市町村・交通事業者における 懸念事項等の洗い出し	○路線の見直しの方向性（案）
○	○	第3回	令和7年7月上旬	○対象路線の見直し案 ○実施時期等について	○路線の見直し（案）
○	○	第4回	令和7年8月下旬	○対象路線の見直し案 ○実施時期等について ○地域公共交通利便増進実施 計画（素案）について	○路線の見直し（案） ○地域公共交通利便増進 実施計画（素案）
○	○	第5回	令和7年12月下旬	○対象路線の見直し案 ○実施時期等について ○地域公共交通利便増進実施 計画（案）について（R8.4） ○地域公共交通利便増進実施 計画（素案）について（R8.10）	○路線の見直し（案） ○地域公共交通利便増進 実施計画（案） ○地域公共交通利便増進 実施計画（素案）
	○	第6回	令和8年3月上旬	○対象路線の見直し案 ○実施時期等について ○地域公共交通利便増進実施 計画（案）について ○次年度以降の進め方について	○路線の見直し（案） ○地域公共交通利便増進 実施計画（案） ○次年度以降の進め方

表 地域部会の概要（案）

回数	開催時期 (予定)	協議内容 ※利便増進計画に係る部分のみ記載	資料（予定）
第1回	令和7年6月	○対象路線及び実施時期等について	○利便増進事業の検討状況
第2回	令和7年10月	○地域公共交通利便増進実施計画（素案） について	○地域公共交通利便増進実 施計画（素案）
第3回	令和8年1月	○地域公共交通利便増進実施計画（案）に ついて ○次年度以降の進め方について	○地域公共交通利便増進実 施計画（案） ○次年度以降の進め方

地域公共交通確保維持事業（陸上交通：地域間幹線系統補助）

地域特性や実情に応じた最適な生活交通ネットワークを確保・維持するため、地域間交通ネットワークを形成する地域間幹線系統の運行について支援。

補助内容

○ 補助対象事業者

一般乗合旅客自動車運送事業者又は地域公共交通活性化再生法に基づく協議会

○ 補助対象経費

予測費用(補助対象経常費用見込額)から予測収益(経常収益見込額)を控除した額



<補助対象経費算定方法>

予測費用
(事業者のキロ当たり経常費用見込額
× 系統毎の実車走行キロ)

予測収益
(系統毎のキロ当たり経常収益見込額
× 系統毎の実車走行キロ)

○ 補助率

1/2

○ 主な補助要件

都道府県等が定めた地域公共交通計画に位置付けられた系統であり(※1)。

・一般乗合旅客自動車運送事業者による運行であること

・複数市町村にまたがる系統であること(平成13年3月31日時点で判定)

・1日当たりの計画運行回数が3回以上のもの

・輸送量が15人～150人/日と見込まれること

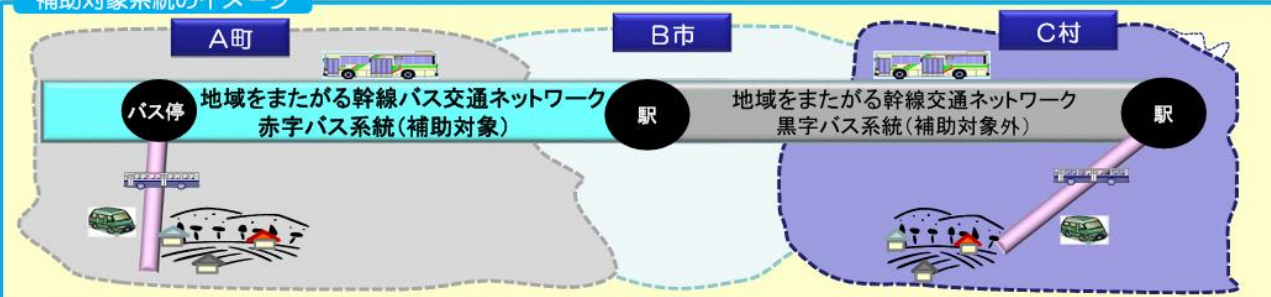
※ 1日の運行回数3回(朝、昼、夕)以上であって、1回当たりの輸送量5人以上(乗用車では輸送できず、バス車両が必要と考えられる人数)

※ ①復興特会から移行する応急仮設住宅非経由系統のうち、東日本大震災前に輸送量要件を満たし、補助対象期間に輸送量見込が要件を満たさない系統、②熊本地震前に輸送量要件を満たし、補助対象期間に輸送量見込が要件を満たさない系統については、輸送量要件を緩和(一定期間)

・経常赤字が見込まれること

※1: 令和6年度までは経過措置により、令和2年度以前の生活交通確保維持改善計画等による申請も可能。

補助対象系統のイメージ



地域公共交通確保維持事業（陸上交通：地域内フィーダー系統補助）

地域特性や実情に応じた最適な生活交通ネットワークを確保・維持するため、幹線バス等の地域間交通ネットワークと密接な地域内のバス交通・デマンド交通の運行について支援。

補助内容

○ 補助対象事業者

地域公共交通活性化再生法に基づく協議会

※令和6年度まではバス事業者等も対象

○ 補助対象経費

補助対象系統に係る経常費用から経常収益を控除した額



○ 補助率

1/2以内

○ 主な補助要件

市町村等が定めた地域公共交通計画に確保又は維持が必要として掲載され、

・一般乗合旅客自動車運送事業者、一般乗用旅客自動車運送事業者、

自家用有償旅客運送者による運行であること

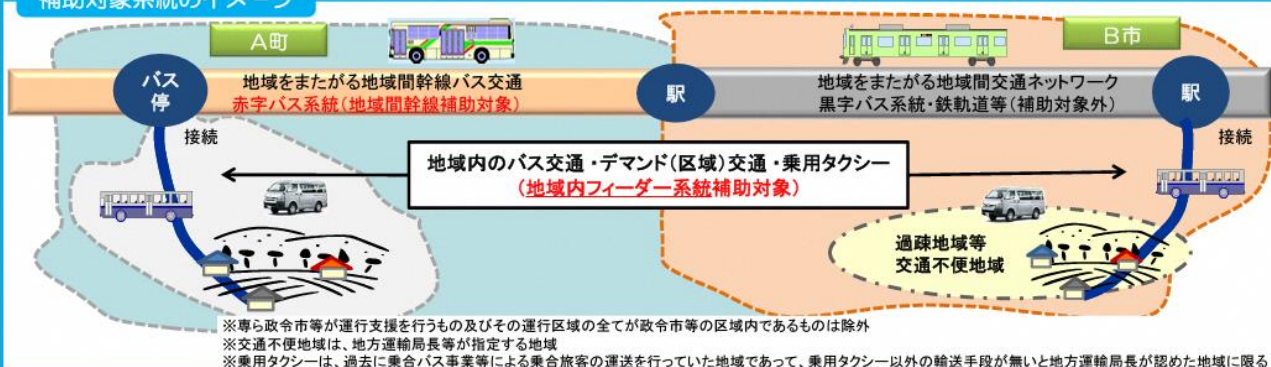
・補助対象地域間幹線バス系統等に接続するフィーダー系統であること

・新たに運行を開始するもの又は公的支援を受けるものであること

・路線定期運行の場合、輸送量が2人/1回以上であること

・経常赤字であること

補助対象系統のイメージ



※専ら政令市等が運行支援を行うもの及びその運行区域の全てが政令市等の区域内であるものは除外

※交通不便地域は、地方運輸局長等が指定する地域

※乗用タクシーは、過去に乗合バス事業等による乗合旅客の運送を行っていた地域であって、乗用タクシー以外の輸送手段が無いと地方運輸局長が認めた地域に限る

■「利便増進事業」に係るスケジュール(案)

実施項目	関連主体	2025年												2026年																					
		4月			5月			6月			7月			8月			9月			10月			11月			12月			1月			2月			3月
■利便増進事業の検討・整理(事務局側の整理)																																			
(1)検討対象路線の整理	県																																		
(2)利便増進事業内容の検討・整理	県																																		
(3)効果等のシミュレーション	県																																		
(4)利便増進計画のとりまとめ	県																																		
(5)交通事業者協議・調整	バス、県																																		
■各種会議等の開催																																			
(1)圏域ワーキング会議																																			
・令和8年4月実施事業(令和8年1月頃申請)	バス、関係市町村、県																																		
・令和8年10月実施事業(令和8年7月頃申請) + 令和8年11月以降の事業※未定含む	バス、関係市町村、県																																		
(2)地域部会	バス、関係市町村、県																																		
(3)活性化協議会	バス、関係市町村、県																																		
※参考:各市町村の公共交通会議 (令和8年4月事業実施分)	関係市町村																																		
※参考:各市町村の公共交通会議 (令和8年10月事業実施分)	関係市町村																																		
■国土交通省東北運輸局との調整																																			
(1)事業内容の相談・報告	バス、県																																		
(2)計画の申請	県																																		
※参考:補助金申請の変更	県																																		
※参考:道路運送法上の書類作成・提出	バス																																		

※ R8. 1協議会での計画(素案)協議を目標に検討を進める。
なお、計画(案)協議は、R8. 6協議会に実施することを想定。